

食品安全委員会（第543回会合）議事概要

日 時:平成26年1月7日(水) 14:00~15:22
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:熊谷委員長ほか5名出席
傍聴者:報道5名、行政機関2名、一般10名

議事概要

- (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する
リスク管理機関からの説明について
- ・プリオン 1案件
動物用生物由来原料基準の一部改正

→農林水産省から説明。

本件については、プリオン専門調査会において審議することとなった。

- (2) 微生物・ウイルス専門調査会における審議結果について
- ・「豚の食肉の生食に係る規格基準の設定」に関する審議結果の報告
と意見・情報の募集について

→担当委員の佐藤委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書(案)については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答(案)の作成及び評価書(案)への反映を微生物・ウイルス専門調査会に依頼することとなった。

- ・「清涼飲料水の規格基準(保存基準)の一部改正」に関する審議結果の報告について

→担当委員の佐藤委員から説明。

「本件については、食品安全基本法第11条第1項第2号の『人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき』に該当すると認められる。

なお、本件については、答申に「引き続き原水の管理を適切に行うことが望ましい」旨を記載することとし、同規定に関するこれまでの取扱いと同様に、意見・情報の募集手続は行なわず、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
・ 遺伝子組換え食品等「AHD株を利用して生産されたL-ヒドロキシプロリン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に基づき、安全性が確認されたと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・ 遺伝子組換え食品等「ATC1562株を利用して生産された25-ヒドロキシコレカルシフェロール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に準じて評価した結果、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物の安全上の問題はないものと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

・ 遺伝子組換え食品等「チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ(DP-004114-3)」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

「『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）へ通知することとなった。

・ 農薬及び動物用医薬品「スピノサド」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、農薬専門調査会での審議を行う必要はなく、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論である「スピノサドの一日摂取許容量を0.024 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(4) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について
・「スピノサドを有効成分とする鶏舎噴霧剤（エコノサド）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(5) 食品安全委員会の運営について（平成26年10月～12月）

→事務局から報告。

(6) その他

→ポーランド産牛肉の混載事例について、事務局から報告。